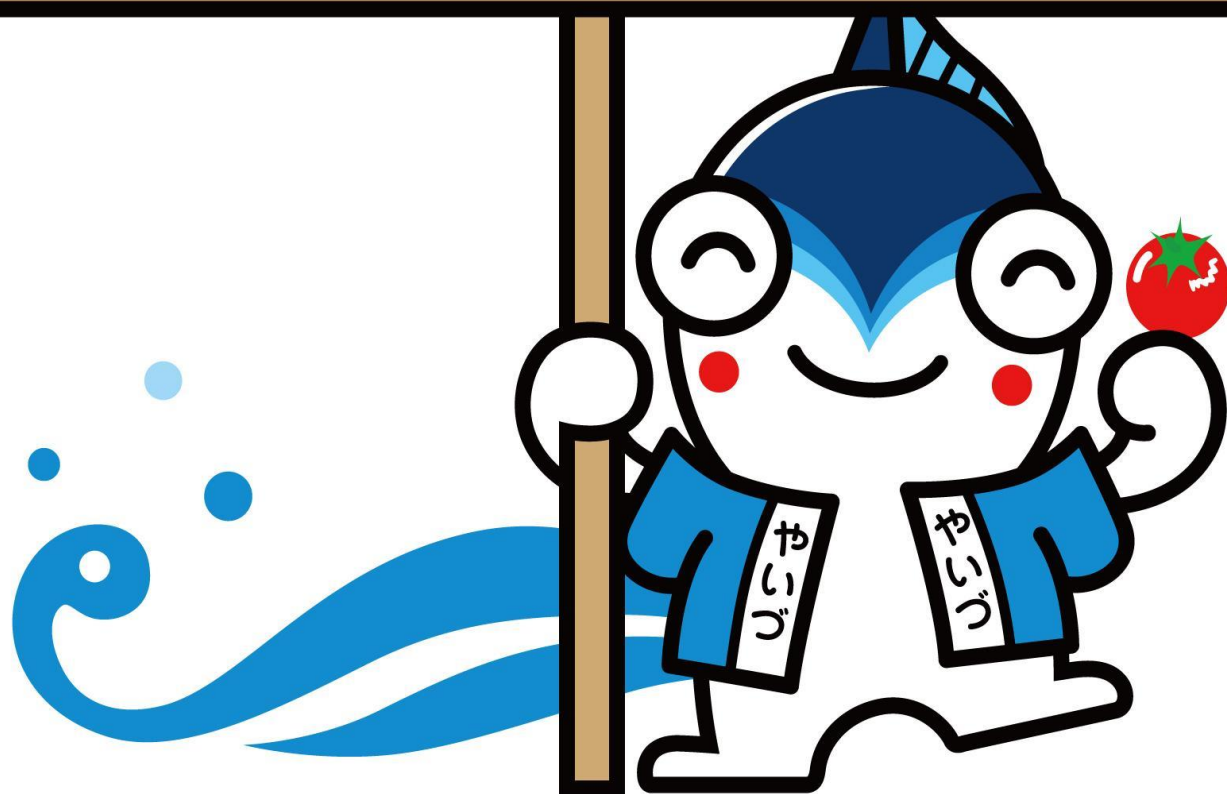


焼津市役所地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)
－第6期計画(改定版)－



焼 津 市

2025 年 3 月

目 次

第1章 実行計画策定の背景

- 1 世界の動向 2
- 2 日本の動向 2

第2章 基本的事項

- 1 実行計画策定の目的 4
- 2 位置付け 4
- 3 これまでの取組の経緯 5
- 4 実行計画の期間 6
- 5 実行計画の範囲 6
- 6 対象とする温室効果ガス 6

第3章 焼津市役所の現状

- 1 温室効果ガス排出状況 7
- 2 部門ごとの二酸化炭素排出状況 8
- 3 エネルギー種別ごとの活動量の状況 9

第4章 基準年度及び目標

- 1 基準年度及び温室効果ガスの総排出量に関する目標 10
- 2 脱炭素に向けた指標及び目標 11

第5章 取組内容

- 1 省エネルギーへの取組 12
- 2 省資源への取組 13
- 3 物品購入等に関する取組 13
- 4 廃棄物削減・リサイクルへの取組 14
- 5 建築物における省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入等 15
- 6 事務局の取組 16

第6章 進行管理

- 1 推進体制 20
- 2 進捗管理 21
- 3 点検・評価 22
- 4 職員に対する研修等 22
- 5 内部監査の実施 22
- 6 公表 22

資料編

- 1 焼津市役所地球温暖化防止実行計画等の対象範囲 23
- 2 使用した排出係数 26
- 3 用語解説 27

第1章 実行計画策定の背景

1 世界の動向

地球温暖化は、温室効果ガスの増大により気温の上昇を招き、陸域の減少(海面上昇)、豪雨や干ばつなどの気候変動の増加、生態系への影響や感染症の増大など、様々な影響を引き起こす可能性が指摘されています。温室効果ガスの発生は、私たちの日常生活や事業活動で消費するエネルギー等に起因するものであり、地球温暖化を防止するためには、これらのエネルギー等の消費について様々な対策を組み合わせ、温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。

2015 年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。2016 年 11 月に発効した本協定には、先進国から開発途上国まで多くの国や地域が参加しており、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べ2℃より低く保つことを目標にしています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 2023 年3月に発表した第6次報告書では、世界各地で自然災害が激甚化する中、「考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が 2040 年までに 1.5℃に到達する。」と示されました。これをふまえ、同年に開かれた COP28 では、さらなる野心的な目標値を設定した国別削減目標の提出を各国に求めました。

2 日本の動向

日本では 1999 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国・地方自治体・事業者及び住民それぞれの責務を明らかにするとともに、地方自治体に「温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画」の策定を義務づけました。

政府は、パリ協定に基づいて新たな地球温暖化対策計画を策定し、2016 年5月に閣議決定しました。新たな計画では、長期的な目標として国内の温室効果ガス排出量を 2050 年までに 2013 年度比 80%削減、中期的な目標として 2030 年度までに同 26.0%削減することが示されました。

2020 年 10 月、菅元首相は、就任後初の所信表明演説で、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。また、2021 年4月には地球温暖化対策推進本部を開き、国内の温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 46%削減とすること、さらに 50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。

2021 年 12 月、岸田首相は、第 207 回国会の所信表明演説において、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度の 46%排出削減の実現に向け、再エネ最大限導入のための規制の見直し、及びクリーンエネルギー分野への大胆な投資を進めることを表明しました。

政府は、2021 年 10 月以来となる地球温暖化対策計画の改定を行い 2025 年2月 18 日に閣議決定しました。現行の「2030 年度目標と 2050 年脱炭素を結ぶ経路を弛まず着実に歩んでいく」との考え方に基づき、新たな排出量削減目標として「2035 年までに 2013 年度排出量 日 60%削減・2040 年までに 73%削減」と設定されました。

2050 年ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティとは、「2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す」ことを表明している都道府県や市町村のことです。

地球温暖化による気候変動の影響は既に世界各地で起きており、すぐに取り組まなければならない喫緊の課題です。現在、気候変動問題に取り組むべく多くの自治体が「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

本市においてもこれらの趣旨に賛同し、地球温暖化対策に取り組むべく
2021 年3月8日に、中野弘道市長が「ゼロカーボンシティ」を表明しました。



持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

SDGs は 2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、17 のゴールと 169 のターゲット（※17 ゴール詳細は 23 ページ参照）から構成されています。これらのゴールは全て、直接的・間接的に環境問題等との関わりがあります。

焼津市においても、SDGsの取組を推進していきます。



出典：国際連合広報センターホームページ「2030 アジェンダ」

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

「デコ活」とは、環境省が推進する運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。「デカーボナイズेशन（脱炭素）」、「エコ」、「生活・活動」を合わせた新しいことばです。2050年カーボンニュートラルに向けて、「デコ活アクション」をとおして、国民・消費者の行動変容・ライフスタイルの転換を促していくことが目的です。

焼津市は「デコ活宣言」により、この運動を推進していきます。

【デコ活アクションの例】

- ・電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む
- ・LED・省エネ家電などを選ぶ
- ・食品の食べ切り、食材の使い切り
- ・環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
- ・クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- ・できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する



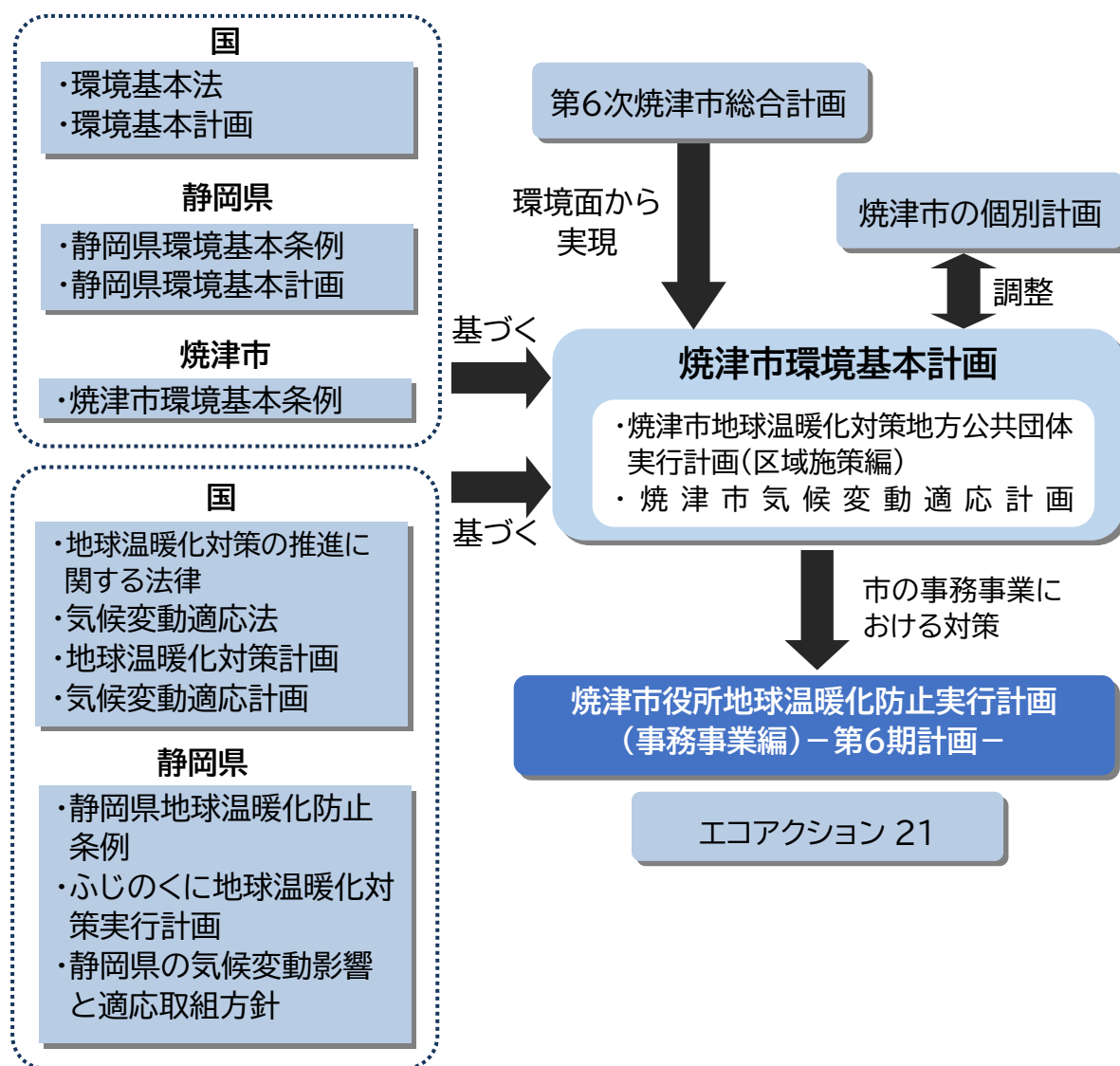
第2章 基本的事項

1 実行計画策定の目的

焼津市役所では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減(抑制)することを目的に、「焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)―第6期計画―」(以下、「本実行計画」という。)を策定し、地球温暖化対策の推進を図ります。

2 位置付け

本市では、焼津市環境基本条例第7条に基づく環境基本計画を定め、区域の環境保全と環境創造を推進しています。本実行計画は、環境基本計画に基づく地球温暖化対策の焼津市役所の率先的な行動を示すものであり、次の位置付けになります。



3 これまでの取組の経緯

これまでの取組の経緯は次のとおりです。

時期	市域全体の計画等	市役所の計画・動き
1998 年		「焼津市環境にやさしいオフィス推進プラン」策定
2001 年 4 月 7 月	「焼津市環境基本条例」制定	「環境にやさしい地球温暖化防止実行計画」策定
2003 年 3 月	「第 1 次焼津市環境基本計画」 (計画期間 2003 年～2012 年) 策定	第 1 期計画 2001 年～2005 年
2006 年 3 月 2009 年 10 月		第 2 期計画 2006 年～2010 年 エコアクション 21 の取組開始 (2010 年 10 月認証取得)
2011 年 3 月		名称を「焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」とし、第 3 期計画を策定
2013 年 3 月	「第 2 次焼津市環境基本計画」 (計画期間 2013 年～2022 年) 策定 (本計画に「地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を含む)	第 3 期計画 2011 年～2012 年 第 4 期計画 2013 年～2017 年 環境基本計画の策定に伴い、 目標を見直し
2017 年 3 月	市域の目標：2020 年度までに、2009 年度の温室効果ガス排出量から 23.0%削減する。	市役所の目標：2017 年度までに、2009 年度の温室効果ガス排出量から 15.0%削減する。
2018 年 3 月	「第 2 次焼津市環境基本計画」及び「地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」の見直しを行い、「第 2 次焼津市環境基本計画(後期計画)」を策定	1 年繰り上げ、第 5 期計画を策定
2023 年 3 月	「第 3 次焼津市環境基本計画」を策定 市域の目標：2030 年度までに、2013 年度の温室効果ガス排出量から 46.0%削減する。	第 5 期計画 2017 年～2021 年 市役所の目標：2020 年度までに、2013 年度の温室効果ガス排出量から 10.0%削減する。※国の「地球温暖化対策計画」の見直し時期が 2021 年となることに合わせ、計画期間を 1 年延長し、12.0%削減することを目標とした。
		第 6 期計画 2022 年～2026 年 市役所の目標：2030 年度までに、2013 年度の温室効果ガス排出量から 46%削減する。

対象施設の範囲を拡大しながら
更新審査を受審し、取り組みを継続



4 実行計画の期間

改定後は 2025 年度から 2027年度までの3年間を計画期間とします。

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第5期計画（2017～2021）					第6期計画（2022～2026）					
								第6期計画改定後 （2025～2027）		
第2次焼津市環境基本計画（2013～2022）						第3次焼津市環境基本計画（2023～）				

第6期計画を 2021 年度に策定し、計画の期間を 2022 年度から 2026 年度までとしておりましたが、今般の改定により、計画の期間を 2025 年度から 2027年度までの3年間とします。

5 実行計画の範囲

焼津市役所が行う全ての事務及び事業を対象とします。（対象範囲は資料編を参照）

本実行計画は、指定管理者施設を対象に含めています。また、原則として民間事業者等に委託された事業等は対象外としますが、委託先等へは温室効果ガスの削減に必要な措置を講じるよう要請します。

6 対象とする温室効果ガス

本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。ただし、排出量が極めて少なく算定が困難なガス種を対象から除き、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄を算定の対象とします。

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多く、7種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 265 倍の温室効果がある。	
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 28 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 4～12,400 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,630～11,100 倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,500 倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

※本実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC 及び PFC は物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条(HFC 19 物質)及び第2条(PFC 9物質)に掲げられています。

第3章 焼津市役所の現状

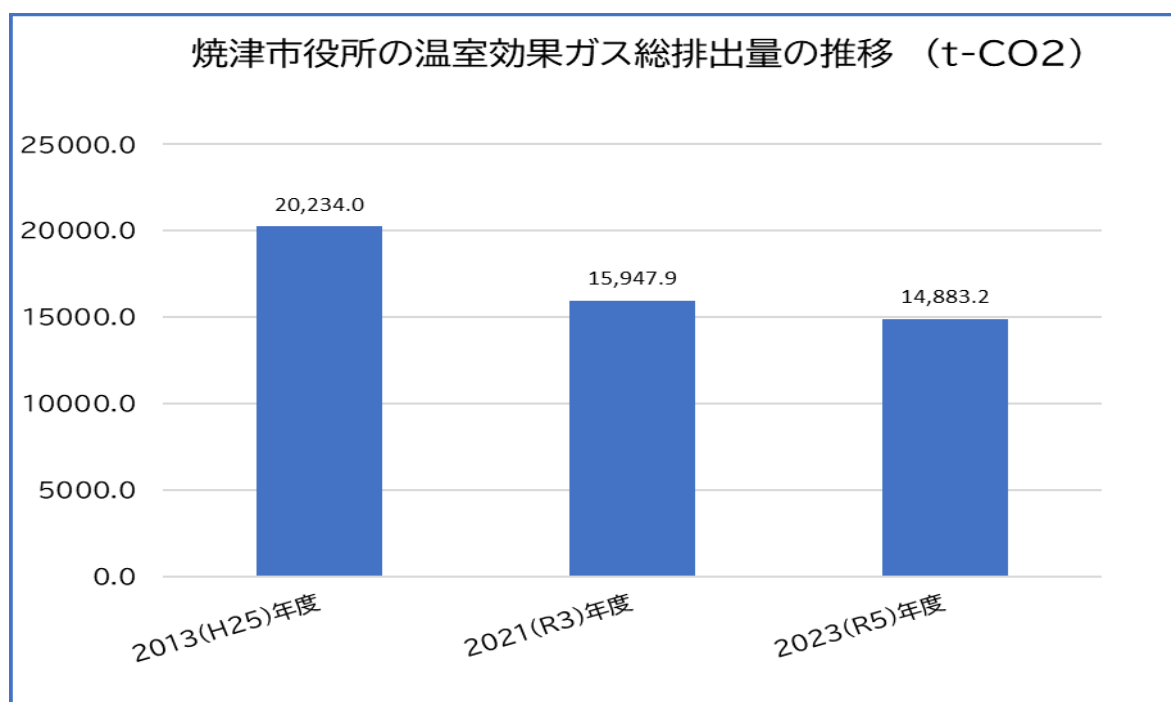
1 温室効果ガス排出状況

焼津市役所の温室効果ガス総排出量の 98.02% を二酸化炭素が占めています。

焼津市役所の温室効果ガス排出状況

温室効果 ガスの種類	2013 年度 (H25 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2023 年度 (R5 年度)	
	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	二酸化炭素 換算排出量 (トン)	構成比 (%)
二酸化炭素	19,931.3	15,661.4	14,589.2	98.02
一酸化二窒素	221.5	204.9	197.7	1.33
メタン	78.7	73.6	88.5	0.59
ハイドロフル オロカーボン	2.6	7.9	7.9	0.05
パーフルオロ カーボン	0	0	0	0.0
六ふっ化硫黄	0	0	0	0.0
三ふっ化窒素	0	0	0	0.0
総排出量	20,234.0	15,947.9	14,883.2	100.0

※端数処理により、合計値の小数点以下が合わない場合があります。

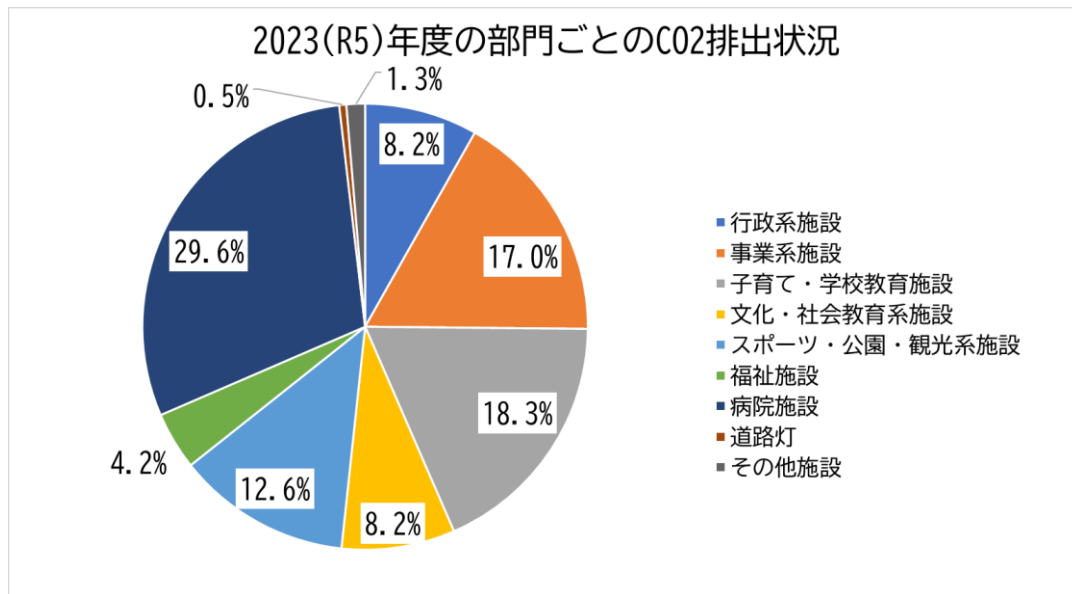


2 部門ごとの二酸化炭素排出状況

1の表のうち、二酸化炭素排出量の部門別、施設別排出量は下表のとおりです。

	2013(H25)年度	2021(R3)年度	2023(R5)年度	構成比	2013(H25)比
C02排出量計(t-C02)	19,931.3	15,661.4	14,589.2	100.0%	-26.8%
本庁	438.4	515.3	576.6	-	31.5%
大井川庁舎	233.3	160.0	118.5	-	-49.2%
アトレ庁舎	205.4	116.2	46.1	-	-77.6%
消防関係施設	703.2	505.6	455.3	-	-35.3%
行政系施設	1,580.3	1,297.1	1,196.5	8.2%	-24.3%
水道施設	2,094.6	1,468.8	1,352.8	-	-35.4%
下水道施設	1,581.9	781.9	725.1	-	-54.2%
環境衛生施設	484.2	409.1	396.0	-	-18.2%
事業系施設	4,160.8	2,659.8	2,473.9	17.0%	-40.5%
保育園	216.4	232.8	199.8	-	-7.7%
幼稚園	57.3	38.5	39.5	-	-30.9%
小学校	1,110.3	1,089.0	1,025.2	-	-7.7%
中学校	706.1	685.4	631.0	-	-10.6%
給食センター	850.5	778.2	776.2	-	-8.7%
子育て・学校教育施設	2,940.5	2,823.8	2,671.8	18.3%	-9.1%
公民館	269.1	240.3	253.4	-	-5.8%
文化会館、図書館等	1,060.1	669.8	703.3	-	-33.7%
ディスプレイパーク天文科学館	346.5	249.7	244.1	-	-29.6%
文化・社会教育系施設	1,675.6	1,159.8	1,200.7	8.2%	-28.3%
スポーツ施設	885.6	608.0	544.3	-	-38.5%
公園	326.1	205.6	215.6	-	-33.9%
サンライフ	325.1	272.7	253.3	-	-22.1%
アクアスやいづ	1,200.5	901.5	829.5	-	-30.9%
スポーツ・公園・観光系施設	2,737.3	1,987.8	1,842.7	12.6%	-32.7%
福祉施設	902.4	682.5	610.9	4.2%	-32.3%
病院	5,718.3	4,727.5	4,320.4	29.6%	-24.4%
道路灯	0.0	54.3	75.3	0.5%	-
その他	216.1	268.8	196.9	1.3%	-8.9%

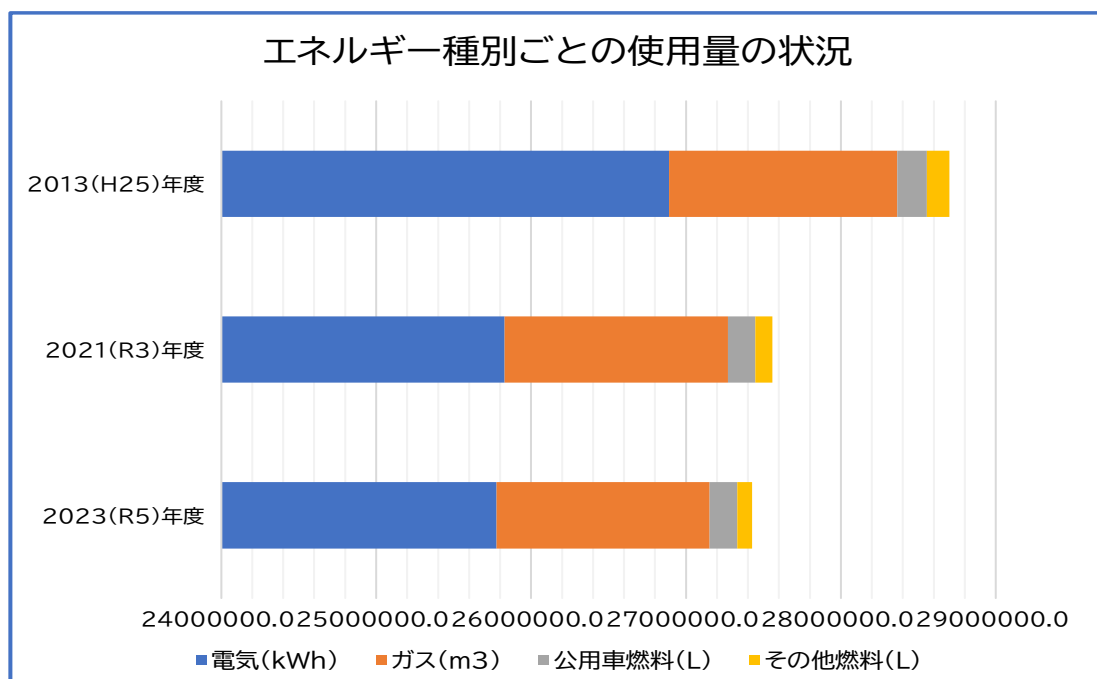
※端数処理により、合計値の小数点以下が合わない場合があります。



3 エネルギー種別ごとの活動量の状況

エネルギーの種類	2013 年度 (H25 年度)	2021年度 (R3年度)	2023年度 (R5年度)	2013 年度比
電気(kWh)	26,891,807	25,828,562	25,776,271	-4.1%
ガス(m³)	1,471,439	1,442,785	1,376,538	-6.4%
公用車燃料(L)	192,640	175,508	177,910	-7.6%
その他燃料(L)	144,950	110,136	95,495	-34.1%

※活動量数値の小数点以下は四捨五入

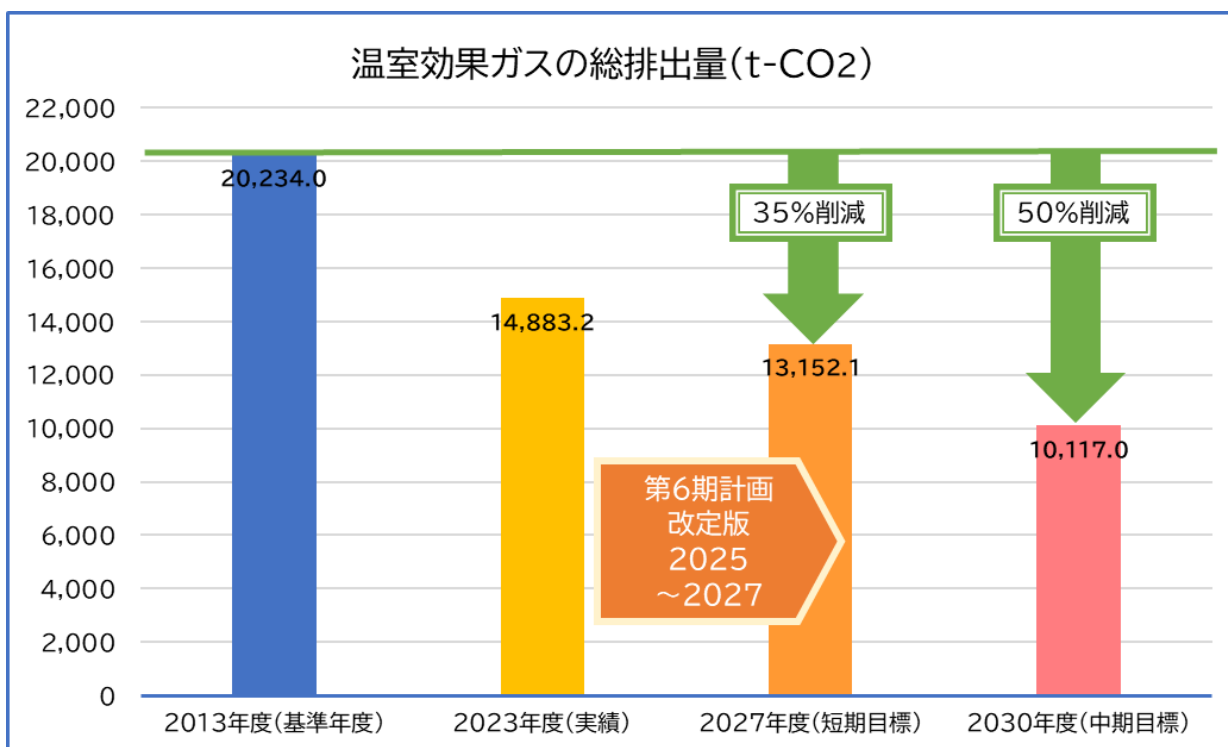


第4章 基準年度及び目標

1 基準年度及び温室効果ガスの総排出量に関する目標

本実行計画の基準年度は 2013 年度とします。また、焼津市役所の事務及び事業による温室効果ガスの総排出量を 2027 年度までに、2013 年度の総排出量から 35%削減することを短期目標とし、国の目標に合わせて 2030 年度までに 50.0%削減を中期目標とします。

	2013 年度 (基準年度)	2023 年度 (実績)	2027 年度 (短期目標)	2030 年度 (中期目標)
温室効果ガスの 総排出量(t-CO ₂)	20,234.0	14,883.2	13,152.1	10,117.0
基準年度比	—	26.4%削減	35%削減	50%削減



2 脱炭素に向けた指標及び目標

国が定めた目標値を参考に、焼津市役所の公共施設や公用車における脱炭素に向けた指標及び目標を設定します。指標の目標達成に向け、行政が率先し取り組んでいくことで、市全体の取組意識の高揚を図ります。

指標の内容	現況値 (2024 年度)	目標値 (2030 年度)	目標値の考え方 (推進していく内容)
新規建物のZEB 割合	— (新規建物なし)	100%	今後、新築する公共施設については、原則、ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築公共施設の平均で ZEB Ready 相当の水準を目指します。
リフォーム時の 断熱改修の割合	0% (0件／2件)	10%	焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)改定版における事業者の同指標の目標値に基づき設定しています。
太陽光発電の導入割合	11%	50%	2030 年度までに、設置可能な公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
再エネ電力の活用割合	43%	60%	2030 年度までに、各施設所管課で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。
LEDの導入割合	13.7%	100%	建物系公共施設 233 施設のうち、対象外施設※を除く 95 施設を対象に、2030 年度までに一括した LED 化を実施していきます。
エアコン暖房の利用割合	68%	76%	AIM 報告書※の数値を参考に目標値を設定しています。
電気給湯機の利用割合	43%	50%	AIM 報告書の数値を参考に目標値を設定しています。
電動車(※)の導入割合	7.7%	100%	2030 年度までに、代替が不可能な車両を除くすべての公用車を電動車※に更新することを目指します。

※AIM 報告書: A I Mプロジェクトは、アジア太平洋統合評価モデル(AIM)は温室効果ガス排出(AIM/emission)モデル、グローバル気候変動(AIM/climate)モデル、気候変動影響(AIM/impact)モデルの3つの主要なモデルから構成され、国家、地域そして地球規模における政策検討に大きく貢献するものとなっている。

※対象外施設:保全計画対象外施設、小規模等器具数が少ない施設、市営住宅等

※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

第5章 取組内容

焼津市役所の事務事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のため以下のとおり取組を推進します。★印の取組項目(24 項目)については、重点取組項目とします。なお、※印で示した用語は、23～25 ページの用語解説(50 音順)を参照してください。

1 省エネルギーへの取組

(1)電気の使用に関する取組

- ★会議室、トイレ等の照明は、使用後必ず消灯します。廊下や階段等の共有部分の照明、昼休みや晴天時の窓際などの照明は、公務に支障のない範囲で消灯します。
- ★時間外勤務時の照明は、必要最小限の範囲のみ点灯します。
- ★計画的な業務執行による残業時間の短縮、ノー残業デー(水曜日)の実施を徹底します。
- ★パソコンを使用していない時間は、スリープモードにする、ノート型の場合はフタを閉じる等、省エネに配慮します。
- コピー等機器の省エネモード設定の適用等により、待機電力の削減を図ります。
- 特段の理由がない限りエレベーターは使用しません。
- 夏季には、グリーンカーテンの設置や庁舎周辺の打ち水を行うことにより、温度上昇を抑える工夫をします。
- 夏季は、ノーネクタイやノー上着、魚河岸シャツの着用など、クールビズを心がけます。
- 冬季は、暖房に頼りすぎないよう衣服を工夫し、ウォームビズを心がけます。
- 電気ポットは原則として使用しません。

(2)公用車の使用・エコドライブに関する取組

- ★エコドライブ※を推進します。(タイヤの空気圧チェック、エアコンの適正使用、加減速の少ない運転など)
- 電車やバスなどの公共交通機関の積極的な利用に努め、自動車の使用を抑制します。
- 駐車時のアイドリングストップを徹底します。
- 公用車の共同利用を推進し、自動車使用の削減に努めます。
- 行先や走行距離を明確にし、3km以内であれば公用車は使用せず、自転車を積極的に利用します。また、行先が近場であれば、可能な限り徒歩での移動をします。

(3)その他

- ★通勤における自動車及びオートバイ等の使用を自粛するノーカーチャレンジ※を実施します。
- ウェブ会議システムの活用により、自動車利用の抑制に努めます。



2 省資源への取組

(1)用紙類の使用に関する取組

- ★原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷を行い、裏紙利用の徹底を図ります。
- ★ホームページや庁内イントラネットを活用して文書、資料、印刷物等の配布を抑制します。
やむを得ず配布する場合は、部数やページ数を必要最小限とします。
- ★会議資料や手持ち資料等は必要最小限とし、紙の減量化を図ります。集約印刷やパソコンを活用します。
- 積極的な電子メール利用による紙の減量化を図ります。
- コピー後は必ずリセットし、ミスコピーの防止に努めます。
- 文書チェックの徹底によりプリントミスを防止します。
- 形式的な添書や回答文書を廃止します。
- 余白を使用した簡易決裁を活用します。

(2)水の使用に関する取組

- 食器や器具等の洗浄や手洗い時は、節水に心がけます。
- 配管等の水漏れ点検を定期的に行い、安全に使用します。

(3)文具・事務用品等の使用に関する取組

- 文具等は、詰め換え可能品等を用いて長期間使用します。
- フラットファイル等は積極的に再使用に努め、安易に廃棄しないよう努めます。
- 未使用、遊休文具等は、庁内イントラネットを活用し、他課での有効利用に努めます。



3 物品購入等に関する取組

(1)グリーン購入の取組

- ★事務事業で使用する物品の購入にあたっては「焼津市グリーン購入基本方針」を基に策定した「焼津市グリーン購入重点調達品目、判断基準及び調達目標」の判断基準により、環境負荷の少ない製品の購入に努めます。

(2)電動車の導入

- ★公用車の買い換え、リース満了等により新たな自動車を取得しようとする場合には、「焼津市公用車の電動車導入方針」により、電動車※を選定します。
- ※電動車：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車

(3)環境配慮契約の取組

★電力契約にあたっては「焼津市電力の調達に係る環境配慮方針」により、環境に配慮した電力の選択に努めます。



4 廃棄物削減・リサイクルへの取組

(1)廃棄物の減量とリデュース、リユースに関する取組

★資料・パンフレット・申請書類等は必要数量を作成し、ごみの発生抑制に努めます。

★マイバッグ、マイボトル等を利用します。また、利用促進のための啓発を行います。

○本当に必要なものかをよく検討し、物品は計画的に購入します。

○使い捨て容器や過剰包装の購入はできるだけ避け、リデュース(ごみの発生抑制)に努めます。

○できるだけ詰替用品を使用し、容器等のごみを出さないように努めます。

○不要になった備品等でも使えるものであれば捨てず、必要としている人に譲り、リユース(再使用)に努めます。

○事務機器、用品等の故障、不具合の際の修繕再利用を徹底します。

○飲食等による個人のごみは持ち帰ります。

○昼食等は食べきりを実践し、食品ロス※の削減に努めます。

(2)資源化・リサイクルに関する取組

★メモや切れ端等の紙ごみのリサイクルを徹底します。

○紙・容器包装プラスチック・缶・ビン類等、分別を徹底してリサイクルを推進します。

○家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)及びパソコンの更新等について、リサイクルのための適正な処理をします。

○トナーカートリッジの回収等により、リサイクルを推進します。

(3)公用車の廃車の段階における取組

○買い替え又は廃車時は、リサイクルのための適正な処理をします。

(4)修理・解体段階に関する取組

★フロンや代替フロンを使用している機器を修理又は廃棄する場合は、委託業者に適正に処理するよう指示します。

○委託業者に施設解体廃棄物の資源化を指示します。



5 建築物における省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入等

(1)建築物の建築及び公共工事の設計段階における取組

- ★建築物の建築や公共工事は、省エネルギー・省資源工法を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮した整備に努めます。
- ★建物の高断熱・高気密化に努めます。
- ★今後予定する新築の公共施設については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
- 自然環境の改変を抑制します。やむを得ず改変する場合は、回復・代償措置等により自然環境の保全を図ります。
- 排出ガス対策型など、環境に配慮した建設機械等の使用に努めます。
- 建設廃棄物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進します。
- 透水性舗装や雨水浸透枳等の設置に努めます。

(2)高効率機器等の導入に関する取組

- ★エネルギー消費効率の高い熱源機や空調機器設備への更新に努めます。
- ★給湯器は、エネルギー効率の高いヒートポンプ式給湯器や、潜熱回収型給湯器等の導入・更新を目指します。
- ★高効率空調機を可能な限り導入します。
- ★電力使用量等の見える化のため、デマンド監視装置※を設置し、適切な管理に努めます。
- ★照明を設置する場合は、LED 照明にします。
- エネルギー損失の少ない変圧器への更新に努めます。
- 感知式洗浄弁、自動水洗等の節水設備の導入に努めます。
- トイレ及び散水等には、中水道※、雨水及び井水の利用に努めます。
- 建物に関しては、再生資材やリサイクル可能な資材の利用、敷地内・壁面・屋上等の緑化に努めます。

(3)再生可能エネルギー等の導入・活用

- ★太陽光発電設備の導入に努めます。
- ★J-クレジット等※でオフセット※したエネルギーの購入を検討します。

○風力発電、小水力発電、地中熱・温度差熱、バイオマス発電、バイオマス熱利用、その他市内に存在する未利用エネルギーの活用を検討をします。

★各施設所管課で調達する電力は、再生可能エネルギー電力を選択するよう努めます。

(4)設備・機器等の使用に関する取組

★気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図ります。

○冷暖房の運転時間等を定め、空調の稼働時間の短縮に努めます。

○使用されていない部屋の空調は停止します。

○給湯設備は、原則として朝昼各1時間を目安に使用します。

(5)設備・機器等の保守・管理、運用改善に関する取組

★フロン排出抑制法に基づく簡易定期点検及び専門業者等による定期点検等適正な管理運営を実施します。

○冷暖房の混合使用によるエネルギーの損失を防止します。

○給排水ポンプの流量・圧力の適正化に努めます。

○給湯温度・循水量の適正化に努めます。

○公共施設に導入した太陽光発電システム等の保守点検を定期的に実施します。



6 事務局の取組

事務局は、職員共通の取組の実践のほか、以下の取組も実施します。

- 省エネや設備導入補助などの情報を収集し、関係機関へ情報提供します。
- 各施設のエネルギー使用量等を取りまとめ、温室効果ガス排出量の算定を行い、各種報告を行います。
- 取組結果や目標の進捗状況を公表します。
- 事務事業による環境負荷低減のため、地球温暖化対策について検討し、取組の強化を図ります。
- 新規採用職員や環境推進員、内部監査員に対して研修を行い、環境意識を高めます。
- 職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。

取組内容の例

再エネ

本庁舎などにおいて太陽光発電設備を導入しています。

【市公共施設の建築物への太陽光発電設備設置状況】
(令和7年3月現在、本計画の範囲内の施設)

- ・本庁舎
- ・ターントクルこども館
- ・小川保育園
- ・石津保育園
- ・大富幼稚園
- ・大村地域交流センター
- ・小川地域交流センター
- ・東益津地域交流センター
- ・大富地域交流センター
- ・大井川河川敷運動公園管理棟
- ・水道庁舎
- ・豊田小学校



本庁舎の太陽光発電設備



大井川陸上競技場管理棟の
太陽光発電設備

省エネ

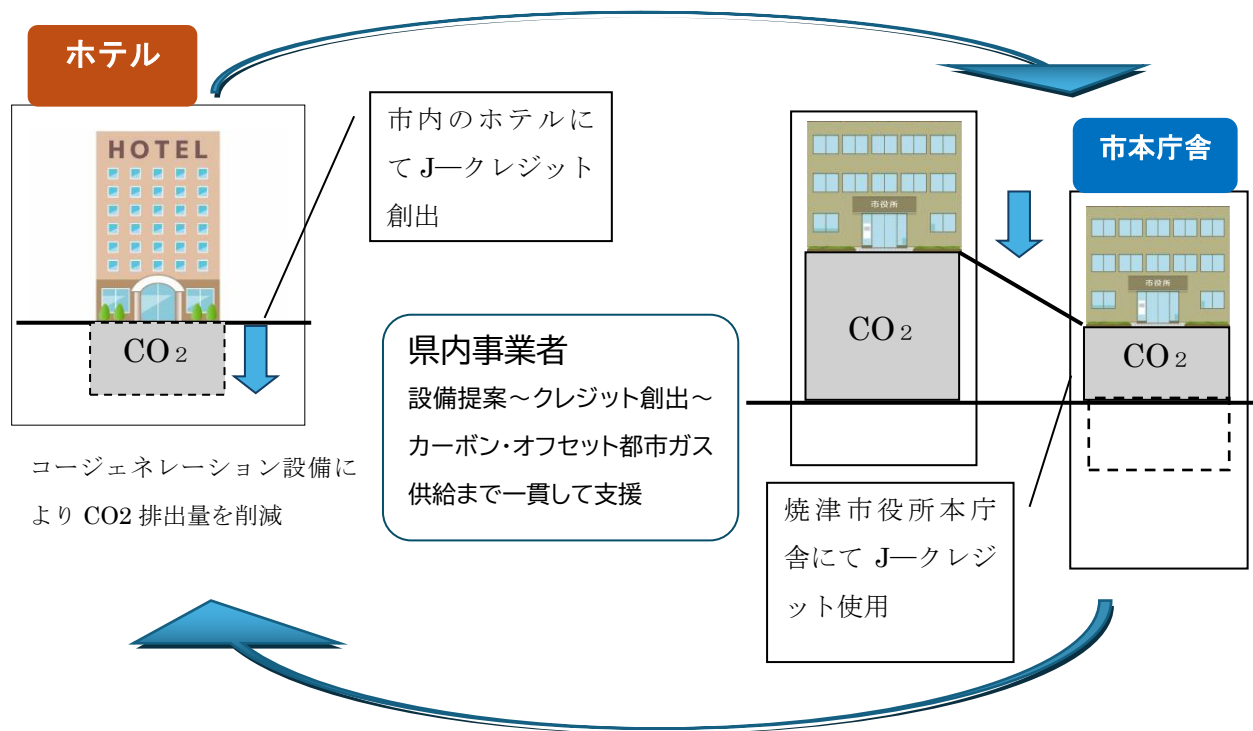
令和6年度は、小中学校5施設と、地域交流センター7施設において、LED を設置しました。

省エネ

令和6年度は、焼津文化会館や本庁舎等において、CO2 フリーの電気契約を締結しました。

省エネ

市内のホテルで創出された J-クレジットを使用し、県内事業者より「カーボン・オフセット都市ガス」として本庁舎に供給されています。市役所の脱炭素の取組であると同時に、環境価値がエリア外に流出しない地産地消の取組です。



省エネ

公用車の電動化を進めています。

【導入実績(令和7年3月現在)】

- ・電気自動車5台
- ・ハイブリッド自動車8台



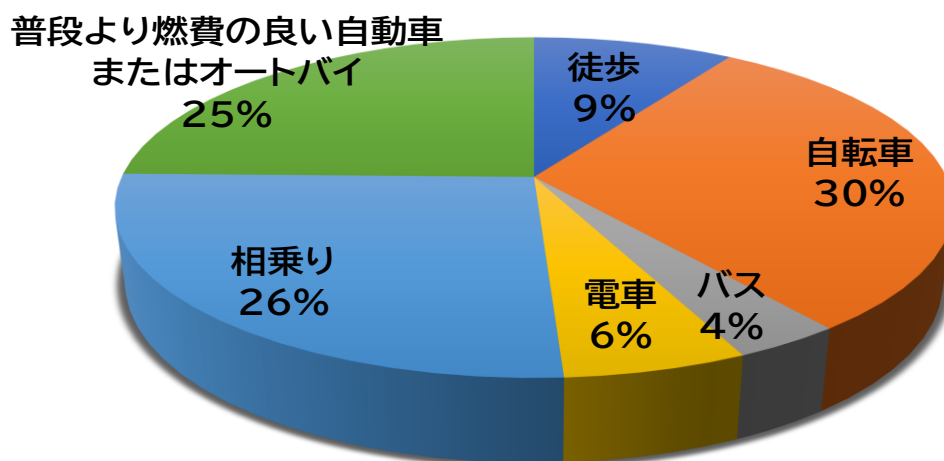
行動変容の促進

市職員が率先して通勤における自動車及びオートバイの使用を自粛し、徒歩、自転車、バス等で通勤をする「ノーカーチャレンジ」への取組促進により、温室効果ガスの排出量削減を図っています。

令和5年度削減実績

18,753.8 kg-CO₂

参加方法内訳



環境教育・啓発

庁内職員を対象としたカーボンニュートラル研修会を実施し、脱炭素社会の実現に向け、市役所全体で取り組む意識を高めました。

●主幹・係長向け研修会

令和6年7月に3回に分け開催

参加者 193 人



●幹部職員等向け研修会

令和6年9月に開催

参加者 50 人



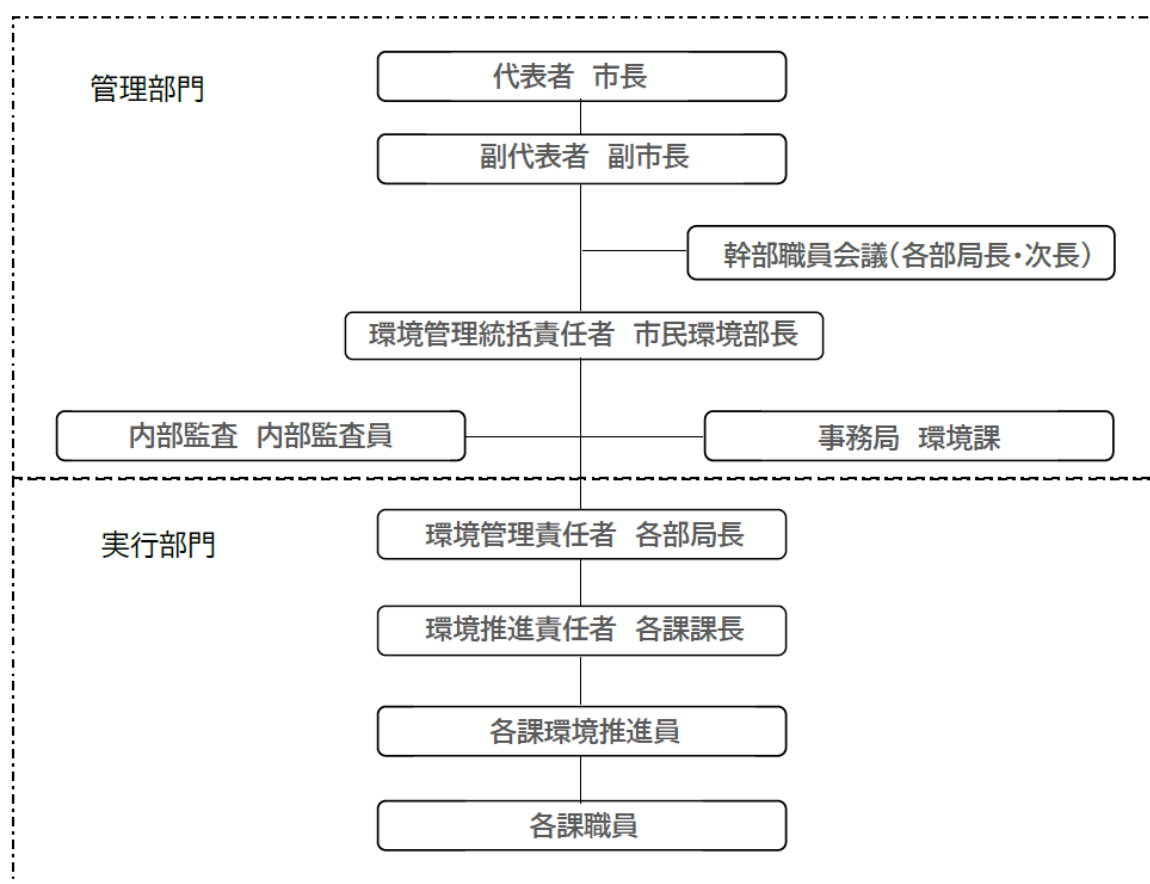
第6章 進行管理

1 推進体制

全庁が主体的に取り組むことを原則とします。構成と役割は次のとおりです。

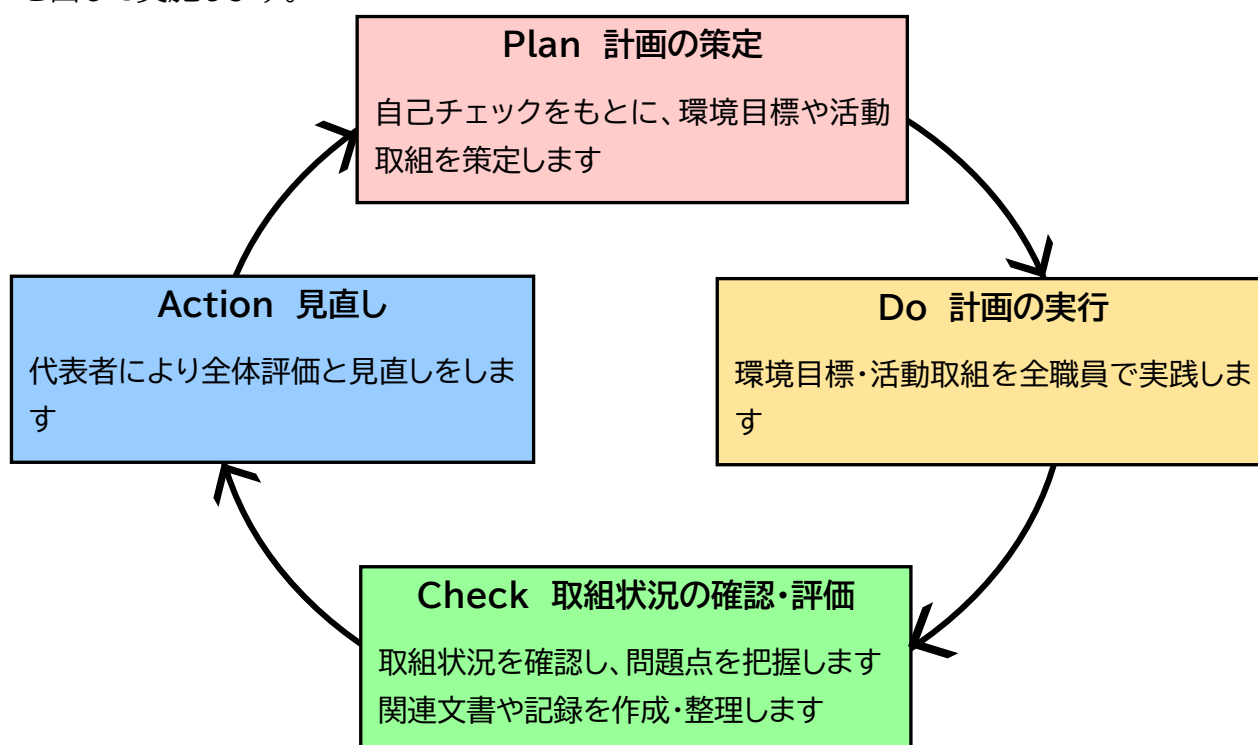
区 分	該当者および該当組織	役 割
代表者	市長	●計画の決定、変更 ●毎年度重点目標の決定等 ●副代表者は代表者の補佐
副代表者	副市長	
幹部職員 会議	焼津市幹部職員会議	●毎年度の実績評価 ●計画の実施、変更
環境管理 統括責任者	事務局を所管する担当部長	●取組システムの総責任者 ●取組システムの構築、実施、管理
内部監査員	部局長から任命された者 (主任主査以上の環境推進員経験者)	●各課等の取組活動に対する監査の実施
環境管理 責任者	部局長 (小中学校においては校長)	●部局内の管理責任者 ●部局内における環境推進責任者に対する取組の指示 ●各課等の取組評価の確認
環境推進 責任者	課長 (小中学校においては教頭)	●課内の事務・施設の管理責任者 ●環境推進員の指名及び指導 ●課内職員に対して取組の周知、徹底 ●取組に関する点検、確認、評価
環境推進員	各課及び公民館等施設から主査以上の職員 1 名 (小中学校においては教諭1名)	●課内職員(校内)等への周知改善指導 ●実施状況の点検・確認、評価及び報告書の作成 ●行動の誘導、推進 ●実施状況の把握 ●研修会参加
職員	職員(非常勤職員及び会計年度任用職員を含む) (小中学校においては教諭、児童生徒、事務職員、業務員)	●行動の実践 ●自己点検 ●具体的行動の提案
事務局	環境課	●実績のとりまとめ ●先進事例・情報の収集・提供

推進体制図



2 進捗管理

進捗管理については、エコアクション 21 等環境マネジメントシステムを活用し、PDCA サイクルを回して実施します。



3 点検・評価

- (1) 環境推進員は、3か月ごとに報告書等の結果を環境推進責任者等に報告した後、事務局に提出します。
- (2) 事務局は、報告結果をとりまとめ、環境管理責任者会議及び幹部職員会議に報告し、幹部職員会議は、実施状況の点検・評価を行い、計画の推進と改善を図ります。環境管理統括責任者は、必要に応じ計画の変更を行います。
- (3) なお、集計結果から目標達成が困難であると認められる場合、省エネルギー・省資源の推進に関する診断を実施し、対策に努めます。

4 職員に対する研修等

- (1) 職員が、環境に関する研修・講演会・ボランティア活動などに参加しやすい職場づくりに努めます。
- (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会の提供及び情報提供の積極的な実施に努めます。

5 内部監査の実施

エコアクション 21 の認証登録範囲において年 1 回、「焼津市エコアクション 21 システム内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施します。

なお、内部監査を実施する監査員に対しては研修を実施します。

6 公表

- (1) 本計画の進捗状況及び市役所全体の取組状況について、年 1 回公表します。
- (2) 庁内イントラネットにて職員へ周知します。
- (3) ホームページ等に掲載し、市民へ公表します。

資料編

1 焼津市役所地球温暖化防止実行計画等の対象範囲

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計 画までの計画 範囲	第6期実行計 画からの計 画範囲	担当課
1	本庁舎	○	○	○	公有財産課
2	アトレ庁舎	○	○	○	健康づくり課
3	大井川庁舎	○	○	○	大井川市民 サービスセンター
4	水道庁舎	○	○	○	水道総務課
5	消防防災センター	○	○	○	防災計画課
6	小川保育園	○	○	○	保育・幼稚園課
7	石津保育園	○	○	○	
8	旭町保育園	○	○	○	
9	大井川保育園	○	○	○	
10	大富幼稚園	○	○	○	
12	さつき幼稚園	○	○	○	
13	静浜幼稚園	○	○	○	
14	静浜幼稚園下藤分園	○	○	○	
15	大井川西幼稚園	○	○	○	
16	大井川南幼稚園	○	○	○	
17	とまとぴあ		○	○	子育て支援課
18	ターントクルこども館			○	
19	観光施設		○	○	商工観光課
20	総合体育館	○	○	○	スポーツ課
21	焼津体育館	○	○	○	
22	大井川体育館	○	○	○	
23	水夢館	○	○	○	
24	野球場		○	○	
25	陸上競技場		○	○	
26	漁船員テニス場		○	○	
27	田尻スポーツ広場		○	○	

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計 画までの計画 範囲	第6期実行計 画からの計画 範囲	担当課
28	一色水道用地		○	○	スポーツ課
29	青峰プール		○	○	
30	大井川河川敷運動公園		○	○	
31	飯淵グラウンド		○	○	
32	大井川港港湾会館	○	○	○	大井川港 管理事務所
33	大井川港緑地公園		○	○	
34	小屋敷環境管理センター	○	○	○	下水道課
35	大覚寺環境管理センター	○	○	○	環境課
36	田尻最終処分場		○	○	
37	祢宜島配水場	○	○	○	水道工務課
38	中新田配水場	○	○	○	
39	上泉配水場	○	○	○	
40	六軒屋配水場	○	○	○	
41	汐入下水処理場	○	○	○	下水道課
42	新屋ポンプ場	○	○	○	
43	坂本・すみれ台コミュニティプラ ント		○	○	
44	つつじ平コミュニティプラント		○	○	
45	学校給食センター	○	○	○	学校給食課
46	焼津図書館	○	○	○	図書課
47	大井川図書館	○	○	○	
48	歴史民俗資料館	○	○	○	文化振興課
49	小泉八雲記念館	○	○	○	
50	焼津地域交流センター	○	○	○	スマイルライフ 推進課
51	豊田地域交流センター	○	○	○	
52	小川地域交流センター	○	○	○	
53	東益津地域交流センター	○	○	○	
54	大富地域交流センター	○	○	○	
55	和田地域交流センター	○	○	○	
56	港地域交流センター	○	○	○	
57	大村地域交流センター	○	○	○	
58	大井川地域交流センター	○	○	○	

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計画 までの計画範囲	第6期実行計画 からの計画範囲	担当課
59	焼津文化会館	○	○	○	振興公社
60	大井川文化会館	○	○	○	
61	ディスカバリーパーク焼津	○	○	○	
62	焼津東小学校	○	○	○	教育総務課 学校教育課
63	焼津西小学校	○	○	○	
64	焼津南小学校	○	○	○	
65	豊田小学校	○	○	○	
66	小川小学校	○	○	○	
67	東益津小学校	○	○	○	
68	大富小学校	○	○	○	
69	和田小学校	○	○	○	
70	港小学校	○	○	○	
71	黒石小学校	○	○	○	
72	大井川東小学校	○	○	○	
73	大井川西小学校	○	○	○	
74	大井川南小学校	○	○	○	
75	焼津中学校	○	○	○	
76	大村中学校	○	○	○	
77	豊田中学校	○	○	○	
78	小川中学校	○	○	○	
79	東益津中学校	○	○	○	
80	大富中学校	○	○	○	
81	和田中学校	○	○	○	
82	港中学校	○	○	○	
83	大井川中学校	○	○	○	
84	市立総合病院		○	○	病院施設課
85	サンライフ焼津		○	○	商工観光課
86	小石川駐車場		○	○	道路課
87	焼津駅北口自転車駐車場		○	○	
88	焼津駅南口自転車駐輪場		○	○	
89	総合福社会館		○	○	地域福祉課
90	大井川福祉センター		○	○	
91	大井川精神障害者地域活動 支援センター		○	○	障害福祉課
92	養護老人ホーム「慈恵園」		○	○	地域包括ケア推進課

番号	施設名	EA21 認証 登録範囲	第5期実行計画 までの計画範囲	第6期実行計画 からの計画範囲	担当課
93	都市公園(指定管理分)		○	○	都市整備課
94	駅前広場		○	○	都市計画課
95	アクアスやいづ		○	○	漁港振興課
96	うみえ〜る		○	○	
97	深層水ミュージアム		○	○	
98	旧ふれあいギャラリー			○	公有財産課
99	花沢地区ビジターセンター			○	文化振興課
100	河川・海岸トイレ			○	河川課
101	水防倉庫			○	
102	道路灯			○	土木管理課
103	排水機場・ポンプ場			○	
104	大井川商工業研修センター			○	商工観光課
105	焼津消防署東分署			○	公有財産課
106	焼津消防署大井川分署			○	
107	防災備蓄倉庫・防災倉庫			○	地域防災課
108	消防団車庫・詰所			○	
109	旧大井川南幼稚園			○	教育総務課
110	教育センター			○(改定時追加)	大井川市民 サービスセンター (学校教育課)
111	教育支援センター 東益津チャレンジ			○(改定時追加)	子ども支援課

2 使用した排出係数

項 目		排出係数		単位
電 気		2013(H25)年度	0.0005870（H28.12.27 公表代替値） ※第 5 期計画から引用	t-CO2/kWh
		2021(R3)年度	0.000453（R4.1.7公表代替値）	
		2022(R4)年度	0.000441（R5.1.24 公表代替値）	
		2023(R5)年度	0.000429（R5.12.22 公表代替値）	
ガ ス	都市ガス	～2022(R4)年度	0.0022340	t-CO2/m³
		2023(R5)年度	0.0020500 (R6.6.28 公表 東海ガス基礎排出係数)	

	LP ガス	0.0059739	t-CO ₂ /m ³
その他 燃料 ・ 公用車 燃料	灯油	0.0024895	t-CO ₂ /L
	A 重油	0.0027096	t-CO ₂ /L
	軽油	0.0025850	t-CO ₂ /L
	ガソリン	0.0023217	t-CO ₂ /L

【参考：CO₂ 換算の方法】

二酸化炭素排出量＝活動量×排出係数

(例) 電気の場合は、電気使用量 (kWh) ×0.000453 で算出される

化石燃料などを単位量燃焼させた場合や、電気を単位量供給した場合に、どれだけの温室効果ガスを排出するかを係数で表したもの。

3 用語解説

ア行

◆エコドライブ (12 ページ)

エコドライブとは、低燃費で安全を考えた運転のことです。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会は「エコドライブ 10 のすすめ」を策定し、普及啓発を行っています

～エコドライブ 10 のすすめ～

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「e スタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

ECO DRIVE

出典：経済産業省、環境省

◆SDGs 17の持続可能な開発目標 (3 ページ)

目標1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う

目標6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標9. 産業と技術革新の基礎をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

目標10. 人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する。

目標11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

目標13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標17. パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センターホームページ「持続可能な開発目標」

◆（カーボン）オフセット（15 ページ）

日常生活や経済活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な温室効果ガス排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等に投資したり、活動等を実施したりすることにより、その排出量の全部または一部を埋め合わせするという考え方のこと。

サ行

◆J-クレジット（15 ページ）

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

◆食品ロス（14 ページ）

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本の食品廃棄物等は年間約 2,531 万トンで、その中で「食品ロス」の量は年間約 600 万トンにも及ぶ(2018 年度推計値)。

◆ZEB（11 ページ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略称。大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

タ行

◆中水道（15 ページ）

生活排水や産業排水を処理して循環利用するものを指す。その用途は、例えば水洗トイレの用水、公園の噴水など、人体と直接接しない目的や場所で用いられる。

◆デマンド監視装置（15 ページ）

電気の使用量を常時監視し、設定した目標値を超過しそうになると、警報で知らせる装置のこと。デマンド監視装置の導入により、「電力使用量の見える化」ができ、契約電力値を超過しないよう電力の効率的利用を行い、消費電力や二酸化炭素排出量の削減を図る。また、「電力使用量の見える化」によって、電気料金の削減にもつながる。

ナ行

◆ノーカーチャレンジ（12 ページ）

通勤における自動車及びオートバイなどの使用を自粛し、代わりに電車やバスなどの公共交通機関や自動車の相乗り、自転車及び徒歩などで通勤することで、二酸化炭素排出量の低減を目指す取組。

焼津市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
-第6期計画(改定版)-

2025年3月改定

発 行	焼津市
編 集	市民環境部 環境課 カーボンニュートラル推進室 〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号 電話 054-626-2153